

仕様書

京都府警察本部

## 1 総則

### (1) 業務名

ヘリコプター「へいあん」耐空検査整備支援業務

### (2) ヘリコプター概要

エアバス式BK117D-3型 (JA794U)

### (3) 業務目的

京都府警察本部（以下「発注者」という。）が保有するヘリコプター「へいあん」（以下「本機」という。）の運航を継続するため、航空法10条に規定される1年の有効期限毎に行う耐空証明の更新検査に係る整備（以下「点検整備」という。）を発注者が適正に整備を実施できるよう、必要な助言、調査等の支援を行うとともに、検査に合格するまでに必要な支援を行うもの。

### (4) 期間及び実施場所

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで

京都府久世郡久御山町市田西観世51番 京都府ヘリポート内

### (5) 関係法令等

本業務は次の法令等に従い履行すること。

ア 航空法、同法施行令、同法施行規則及び耐空性審査要領

イ 電波法、これに基づく政令及び規則

ウ エアバスヘリコプターズ式BK117D-3型 機体マニュアル

エ エアバスヘリコプターズ式BK117D-3型 機体サービスブリテン

オ エアバスヘリコプターズ式BK117D-3型 機体サービスニュース

カ エアバスヘリコプターズ式BK117D-3型 機体パーツカタログ

キ Avionic Manual

ク 各種構成部品のベンダーマニュアル、サービスブリテン

ケ 耐空性改善通報（航空局発行）

コ 各種装備関係文書、受注者側技術基準、その他参考資料等

## 2 支援内容

### (1) 点検整備の計画立案

受注者は、3を効率よく完了させるための耐空検査整備日程表を作成すること。また、耐空検査整備日程表は【様式1】に基づき作成し、発注者の承認を得て提出すること。

### (2) 必要部品、消耗品、特殊工具の選定

受注者は、点検整備に必要な交換部品、消耗品及び特殊工具を選定し、【様式2から4】を作成し、発注者へ提出すること。

### (3) 点検整備支援および検査支援

受注者は、3について、作業上の注意事項や、経験則から得た留意事項を口頭、書面、実演等発注者の指示する方法により教示すること。

### (4) 技術承認書類の作成

機体製造者の承認を必要とする点検整備が発生した場合、受注者は機体製造者が承認した点検整備方法を記載した技術承認書類を文書により発注者に提出すること。

(5) 工具等の貸出し

3の整備中、不具合が発生した場合に使用する特殊工具や検査機材については、発注者が無償で貸し出すこと。

(6) 航空局検査官（以下「検査官」という。）の質疑対応

検査官による耐空検査当日の書類検査、実機検査、地上及び飛行検査について、発注者が回答することが困難な内容について質疑があった場合、発注者へ助言等支援をすること。また、耐空検査後説明等が求められた場合も同様とする。

3 支援対象

(1) 1-(5)-アの航空法サーキュラー No, 1-001に基づく「年次点検」

(2) 1-(5)-ウに基づく次の点検

ア 定期点検

(ア) 400時間点検

(イ) 12ヶ月点検

(ウ) 800時間//36ヶ月点検

イ 任意装備品点検

(ア) 毎月/3時間/100サイクル点検

(イ) 6ヶ月点検

(ウ) 6ヶ月//300サイクル点検

(エ) 年次点検

ウ 追加点検

(ア) 1ヶ月点検

(イ) 6ヶ月点検

(ウ) 12ヶ月点検

(エ) 3年点検

(オ) 100時間点検

(カ) 400時間点検

(キ) 800時間点検

(ク) 800時間//3年点検

(ケ) 1600時間//36ヶ月点検

(コ) 3000時間//12ヶ月点検

(サ) 1600時間/3年/1800サイクル点検

エ 耐空性限界に係る点検

(ア) 12ヶ月点検

(イ) 100時間点検

(ウ) 400時間点検

(3) 関係法令等に係る点検

ア 1-(5)-アの航空法サーキュラー No, 3-015に基づく「離陸滑走及び上昇中における操縦者座席の移動に起因する事故の防止について」に係る点検

イ 1-(5)-アの航空法サーキュラー No, 3-023に基づく「操縦室用音声記録装置の点検」に係る点検

ウ 1-(5)-イの電波法73条に基づく「検査」に係る点検

エ 1-(5)-エの機体サービスブリテンのうち該当する点検

オ 1-(5)-クの本ダーサービスブリテンのうち該当する点検

カ 1-(5)-ケの耐空性改善通報のうち該当する点検

(4) 航空局の制定する無線機通信機器点検表に基づく飛行試験に係る点検

(5) 航空局の制定する自動操縦装置検査点検表に基づく地上機能検査及び飛行検査に係る点検

#### 4 その他

(1) 点検整備で使用する消耗品、油脂類、航空燃料及び航空局検査に係る申請業務は発注者負担とする。

(2) 点検整備は土曜日、日曜日、休日、祝日及び12月26日から1月4日を除く、平日の午前9時から午後5時までの間に行うこととする。ただし、点検整備がこれ以外の時間に及ぶ場合は、事前に発注者の承認を得ること。







